⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑺　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、「不誠実な行為」とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→その他「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

⑽　当支社（所管事務所等を含む。）発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において、60点未満のものがないこと。

⑾　当機構が関西地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。以下本項において同じ。）において、令和５年４月１日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者においては、次の条件を満足していること。

イ　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

ロ　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑿　調査基準価格を下回った価格により落札した場合は、品質管理を行う監理技術者を補佐する専任の技術者１名以上を追加配置できること。なお、追加配置技術者は、監理技術者資格者証を有する者とする。

なお、追加配置する専任の技術者名等については、低入札価格調査時に資格要件等の確認が出来る書類を添付し報告すること。

⒀　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒁　特定建設工事共同企業体の競争参加資格審査申請等

①　認定申請　本工事の競争に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、以下の㈠～㈢の書類を事前に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。

提出書類
㈠　共同請負入札参加資格審査申請書　１部
㈡　特定建設工事共同企業体協定書　１部
㈢　委任状（共同企業体代表者への委任）　１部
㈣　建設業許可申請書（写し）　１部

提出期間　令和７年９月１日（月）から令和７年９月16日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

提出場所　下記３⑴②に同じ。

提出方法　上記㈠～㈣の提出は、提出場所へ持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。（予め提出日時を３⑴②に連絡すること）

なお、期間内に上記㈠～㈣を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⒂　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記⑴から⒀に掲げる条件をすべて満たす者で構成され、かつ、次により構成しなければならない。

①　構成員の数及び組合せ　当機構関西地区における令和７・８年度の土木工事に係る一般競争参加資格について、上記⑵に示す認定を受けている者による２社または３社の組合せとする。

②　構成員の技術的要件

㈠　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

㈡　発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

③　出資比率　各構成員の出資比率は、２社の場合30％以上、また３社の場合は20％以上とする。ただし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

④　経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として、申請することはできない。

３　入札手続等

⑴　担当部署

①　公募条件及び積算について
〒530―0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階　独立行政法人都市再生機構西日本支社　技術監理部企画第１課　電話06―4799―1138

②　入札手続について
〒530―0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階　独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部調達管理課　電話06―4799―1035
※問合せ及び受付は、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後１時の間を除く日時とする（以下、本稿において同じ。）。

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
令和７年９月１日（月）から令和７年11月17日（月）まで当機構ホームページ→入札契約情報→各本部の発注情報→西日本支社よりダウンロードできる。

⑶　設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法　設計図面及び現場説明書は、ＣＤ－Ｒデータにより無償で交付する。ただし、発送による費用（地域により異なります。）は負担が必要となる。交付を希望する入札希望者は、入札説明書に添付している「図面等（ＣＤ－Ｒ）申込書」を以下の期間に送付し申し込むこと。ＣＤ－ＲはＦＡＸ受領日より３営業日後までに到着するよう、独立行政法人都市再生機構西日本支社複写・製本業務等受注業者「株式会社京阪工技社」から着払い便で発送する（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない）。

なお、３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話で調達管理課に確認すること。

ＦＡＸ受付期間　令和７年９月１日（月）から令和７年11月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで

ＦＡＸ送付・問合せ先　独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部調達管理課　電話06―4799―1035　ＦＡＸ06―4799―1043
※図面等は全てＣＤ－Ｒでの発送となり、紙による図面等の発送は行いません。

⑷　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

①　提出期間　令和７年９月２日（火）から令和７年９月24日（水）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

②　提出場所　電子入札システムによる場合は、上記３⑴②に同じ。紙入札による場合は、上記３⑴①に同じ。

③　提出方法　申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。ただし、受注者の承認を得て紙入札とする場合は、持参により上記３⑴①に提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。